

令和2年度

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会事業計画

《スローガン》「ともに支え合う 福祉のまちづくりをめざして」

《基本方針》

現在、わが国では少子高齢化が進行するなか、全世代型の社会保障制度の構築に向けた取り組みが進められています。また、社会の変化のなか、既存の社会福祉制度では対応困難な課題のある人が増加し、住民同士の支え合いを含め、こうした人びとを地域の方で支える「地域共生社会」の実現が重要政策とされています。

このような中、鹿角市と共同で策定した「第2期鹿角市地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画(2019年度～2023年度)」を基本とし、当市における地域共生社会の構築に向けた取り組みを加速すべく、住民が抱えている問題が深刻化する前に地域で早期に発見し、多様な生活課題を受け止め、継続的に見守り活動が行われ、課題解決に向けた取組みが行われるよう、地域の中の重層的なセーフティネットの構築に向けて、地域を基盤とした住民が主体となった地域づくりを進めていきます。

また、若者の不登校やひきこもりの増加、独居高齢者の孤独死、児童虐待などの発見が困難な問題が全国的にも表面化しており、誰もが困難な状況に陥る可能性がある今、生活不安を抱えている世帯への支援が急務となっており、社会福祉協議会では相談窓口の充実と多世代の交流の居場所となる新たな福祉拠点を整備し、地域福祉の更なる推進を図っていきます。

— 令和2年度 重点目標 —

1. 組織体制、財政基盤の安定・強化

- ・職員が意欲を持っていきいきと働くことができる職場づくりに取り組むとともに、常に問題意識を持ち、事業の目的に沿って自ら行動できる職員の育成に努めます。
- ・地域福祉活動を充実させるために、会費・募金・助成金など積極的に財源の確保に努めます。
- ・新設した福祉拠点施設(社会福祉協議会事務所)の適正な管理・運営に努めます。

2. 地域での支え合い体制の構築に向けた生活支援体制整備の推進

多世代地域の福祉ニーズは、制度のみでは対応できない生活支援ニーズが顕在化してきており、深刻な「生活のしづらさ」が増してきています。そのため、生活支援コーディネーターを中心として住民の様々な個別ニーズの的確な把握に努め、制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手と支え手」の関係を超えて、支援が必要な方を地域で支えていく体制の構築、取組みが進められるよう地域の生活課題の見える化、支え合い活動の人材育成、ニーズのマッチング方法等の情報提供等を通じた支援活動を展開します。

3. 包括的支援体制の構築による相談支援のワンストップ対応

地域住民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない「制度の狭間」の課題解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムの構築を図り、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的にワンストップで受け止めるための相談体制の構築をめざします。

4. 健全な公益事業の運営のための人材育成の強化

昨年度、新たに花輪・尾去沢地域包括支援センター業務受託を契機に、法人組織や職員配置の見直しを図り、限られた職員で最大の成果を上げることができるよう、中・長期的な人材育成を図ることで、適材適所の職員配置と職員の資質向上を図ります。

1—法人運営事業

関係団体、地域住民の代表者などから組織される理事会および評議員会で、地域福祉推進のために積極的な協議を行い、その方針に基づいた法人経営に取り組みます。基盤強化や職員の資質向上のための企画・立案、会計などの事務を行うことにより、本会のよりよい経営を行います。

1. 理事会・評議員会等の開催

理事会・評議員会の開催及び監査の実施など適正な運営、事業の進捗状況報告や積極的な意見交換ができるような会議運営を行う。定款及び各種規程や組織体制の再構築を行い、健全経営に努める。また、役員などが社協についてより一層の関わりを図る委員会など開催する。

- ①理事会……年3回(6、2、3月)
- ②監事による定期監査……年2回(5月、10月)
- ③定時評議員会……年3回(6、2、3月)
- ④正副会長会議……理事会前開催

2. 各種規程・規則の再整備

既存の各種規程、規則の内容確認を行い、現状に合った条文の改正や制定を行うことにより再整備を行う。

3. 財政計画の策定

法人の安定的な経営を行うため財政計画を策定し、中長期的な収入支出状況を分析し、積立金運用や施設管理、事業全体の経営などに関する計画を策定する。

4. 適正な人事管理、処遇改善の実施

効率的・効果的な事業経営を行うための計画的な職員配置、働きやすい職場環境の整備や処遇改善を行う。

①職員配置計画の策定。

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し計画的な職員配置を行う。また、職員のキャリアパス等を踏まえ、定期的な人事異動を行い、職員の職務のモチベーションの向上を図る。

②人事考課の実施。

各部署・各職員の自己目標管理と実行、評価。(評価体制の検討)

③職員台帳・研修記録の整備。

職員配置状況や有資格状況、研修記録などの整備を一体的に行う。

④介護職員の処遇改善の実施。

本会の介護保険事業所としての介護職員の処遇改善加算を取得し、介護職員を対象に所得の向上を図る。

5. 職場における安全管理の徹底

職場における安全管理に関する取り組みを強化し、安全で安心できる環境整備を行う。

①職場における防犯や防災対策の強化。

事務所の施錠や金品などの管理の徹底や施設内の定期的な点検を行う。

②事故防止対策の強化。

交通事故・介護事故等を防止するための対策を検討し強化を行う。

6. サービス利用者の苦情解決体制の構築

①苦情相談窓口の開設。

介護サービス事業所ごとに苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き苦情相談窓口で対応。

②福祉サービス苦情処理第三者委員会の立ち上げ。

利用者の権利擁護のため第三者機関を設置し、苦情に対して誠意ある適切な対応に努めるとともに、サービスの質の向上に努める。

7. 職員会議の開催

事務局職員および介護事業所の職員間の連絡調整や事業運営および経営に関して協議を行うための会議を開催

する。

①経営会議(年12回)

会長、事務局長、課長、係長、班長、管理者等により連絡調整や経営について協議を行う。

②会計指導

会計事務所の指導のもと、会計処理や経営状況についての確認を行い、健全な運営に努める。

③職員全体研修会

各部署の業務への理解を深めるとともに、職員の資質向上を図る事を目的に研修会を行う。

8. 職員資質向上研修の開催

本会独自のキャリアパスを策定し、全職員が勤務年数や役職に応じた研修を受けられるようにする。また、本会職員として身につけておくべき、知識や技術などを学ぶ研修や各事業別にスキルアップ研修を行い、職場全体で資質向上を図る。(県社協主催の社協職員研修、各種事業担当職員研修などへの参加)

①社協職員キャリアパス研修。

管理的職員、チームリーダー研修、中堅職員研修、新任職員研修、新任職員コミュニケーション研修ほか

②課題別研修。

福祉職員各種スキルアップ研修、研修担当者研修ほか

③職員の国家資格等の取得奨励。(スクーリング、更新研修等)

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、介護職員初任者研修、サービス管理責任者、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護実務者研修ほか

④鹿角市ケアマネ連絡会による介護支援専門員研修等の参加。

⑤その他の研修。(安全運転管理者講習、社会福祉士指導者研修ほか)

9. 社協防災対策

災害時における組織体制や対応の方針を示した「鹿角市社会福祉協議会職員防災マニュアル」に基づき、具体的対応や備蓄品の整備などについての検討を行うとともに、実践的な防災訓練を行う。

①職員防災訓練の実施(年1回)

「鹿角市社会福祉協議会災害時行動基本」に基づき全職員で災害発生時後の対応について実践訓練を実施。

②AED の設置

自動体外式除細動器(AED)の施設内への設置

10. 社会貢献活動推進

一社会福祉法人として社会福祉貢献活動推進のために全職員が地域向けのイベントなどでのボランティア参加や企画へ積極的に協力を行う。

2ー地域福祉事業

住民主体による地域福祉活動を推進するため、「第2期鹿角市地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画(2019年度～2023年度)」を基に住民との協働による企画立案や相談助言を行います。

1. 会費の募集

地域福祉活動の財源確保に向けて、地域福祉への理解を深めるための広報を行い、地域住民や法人・事業所に社協会費への協力を依頼する。

①会費の使われ方を広報誌、ホームページ等で説明し理解促進を図る。

②会費募集開始時に、市内全地区で社協事業紹介を行う。

③法人会費の募集は、企業訪問等を行い、協力への積極的な働きかけを行う。

④支部福祉協力員の協力による新規法人の開拓を行う。

2. 地域福祉活動計画進捗管理

市と共同で策定した「第2期鹿角市地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画(2019年度～2023年度)」の進捗管理

を行う。

- ①理事会、評議員会等で進捗状況報告と確認を行う。
- ②市担当部署との話し合いを行い、地域福祉計画と歩調を合わせ、計画の推進、進捗管理を行う。

3. 地域で支えあう住民組織(小地域ネットワーク事業)づくり(共同募金配分事業)

高齢者や障がい者等の要援護者をはじめ、誰もが地域のなかで孤立した生活を送ることのないよう、互いに支え合う地域福祉ネットワーク活動と地域コミュニティの再構築の支援。

- ①助成金による立ち上げ支援の実施(新規立ち上げから3年間継続:1自治会 3万円)
- ②継続活動への支援(4年目以降):活動内容に応じた活動助成金の交付、職員派遣による活動の支援。
- ③「地域福祉実践研究セミナー」の開催。(小地域ネットワーク活動の充実をめざして、自治会役員や福祉関係者を対象として市内の実践活動の紹介や講師を招いての研修会の開催)

4. 福祉員、福祉協力員、民生委員との連携強化

- ①社協と地域のかけ橋を担っていただく事を目的に福祉員・福祉協力員の配置をお願いし、自治会の中での地域福祉活動を推進。(ふくしのまちづくり推進会議の開催や各種研修会への案内などを行い、福祉員・福祉協力員・自治会長・民生委員を中心とした地域福祉活動のリーダー育成)
- ②民生委員・児童委員との連携強化。(民生委員・児童委員協議会と連携し、定期的な定例会を行い情報交換)

5. 地域福祉活動コーディネーター(兼生活支援コーディネーター)による福祉活動の実施

地域福祉活動コーディネーター(生活支援コーディネーター兼ねる)の地域担当制を導入し、地域担当の窓口となることにより緊密に地域の情報把握。

6. 災害時にも対応できる地域づくり

- ①災害時における援護活動。
火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて災害見舞金を支給。(全焼・全壊:2万円、半焼・半壊:1万円)
- ②災害時に対応できる地域の体制整備。
災害時のボランティア活動人材を育成。
災害ボランティア養成研修の実施とボランティアへの登録制度の導入。
- ③緊急時への対応へ向けた組織化(マニュアル整備など)の構築。

7. まごころ訪問サービス事業の実施

介護保険法や障害者総合支援法など公的な制度の狭間でサービス利用が困難な高齢者や障がい者へ、家事援助等のサービスを提供。

8. 低所得世帯への日常生活費等のつなぎ資金貸付

鹿角市社会福祉協議会が独自に行っている「たすけあい資金貸付制度」で、低所得世帯の方を対象に日常生活費等の一時緊急的なつなぎ資金として、5万円を限度(無利子)にした貸付の実施。

9. 秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会への協力連携

- ①共同募金運動の実施
赤い羽根募金、歳末たすけあい募金を実施
- ②歳末たすけあい事業の実施
一人暮らし高齢者や在宅介護者、生活困窮世帯の支援(見舞金7千~1万円を支給)
- ③配分申請調整機能の充実
配分申請受付、連絡調整(社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等に周知)
- ④罹災世帯支援活動(災害緊急見舞金交付)
火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて災害見舞金を支給(全焼・全壊:2万円、半焼・半壊:1万円)

10. 日本赤十字社秋田県支部鹿角市地区との協力連携

- ①赤十字奉仕団の支援・会員増強運動、活動資金募集。
日本赤十字社会員の募集(会費500円)、会員管理事務。

②災害救護物資・災害見舞金贈呈。

火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて、救護物資・見舞金を支給(2万円)。

11. 鹿角市民生児童委員協議会との協力連携

①鹿角市民生児童委員協議会の事務受託。

②市内4地区民生児童委員協議会の事務受託。

③民生委員活動への協力と連携の強化。

「地域共生社会」の実現に向け、地域のなかで課題のある住民を早期に把握し、必要な支援につなぐ役目を期待されていることから、日頃から民生委員との連携を密にし、協力体制を構築。

3ー共同募金配分事業

共同募金を活用し、福祉ニーズに応じた独自性のある福祉活動や福祉の広報啓発、福祉育成、ボランティア活動の推進を行います。

1. 高齢者・障がい者福祉活動

地域の高齢者や障がい者を対象に福祉活動を実施する。

①介護機器無料貸出事業

配分額 34,000円

在宅で生活されている高齢者や障がい者の方へ車イスなどの介護機器の無料貸出と、紙おむつなどの介護用品の業者斡旋。

②居場所づくり事業

配分額 30,000円

ひきこもりの状態にある人や、ひきこもりから脱しつつある人を対象に支援活動を行う居場所づくり活動を行う。

③ネットワークづくり事業

配分額 1,470,000円

高齢者や障がい者等の要援護者をはじめ、誰もが地域のなかで孤立した生活を送ることのないよう、互いに支え合う地域福祉ネットワーク活動支援。

④各種福祉団体活動の支援

配分額 370,000円

市身体障がい者協会、郡市遺族連合会、市老人クラブ連合会、鹿角手をつなぐ親の会、里親会、保護司会、あんの会の会、NPO 法人子どもコンシェルジュ、アディクション問題を考える会への活動費助成。

2. 児童・青少年福祉活動

地域の児童・青少年を対象とした福祉活動を実施

①高校生ボランティアプロデュース事業

配分額 40,000円

児童・生徒を対象としたこれまでのボランティア活動は、福祉施設でのボランティア活動が多く行われているが、これまでの発想を変え生徒が児童とのふれあいを通して、ボランティア活動の喜びや支えあいの心、コミュニケーション能力を養うことを目的に実施。

3. 広報啓発活動

地域住民に向け、福祉推進のための広報啓発を行う。

①広報誌「社会福祉かづの」発行事業

配分額 1,160,000円

広報誌と合わせてホームページによる地域の福祉活動などの情報を発信。

②鹿角市社会福祉大会(市民生児童委員協議会との共同開催)

配分額 400,000円

社会福祉事業活動において功績顕著な個人・団体等の表彰と、様々な分野で活躍されている講師を招き記念講演を実施。

4ー県社協・市受託事業

秋田県社会福祉協議会および鹿角市から生活困窮者への相談援助や権利擁護、在宅福祉事業などについて受託することにより、多種多様な福祉ニーズに対応し、重層的な福祉サービスを展開します。

1. 資金貸付事業(県社協受託事業)

委託料 400,000円

低所得世帯、高齢者、障がい者等の生活支援を目的に、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の貸付に関する相談および申請事務手続き、貸付金の償還指導を行う。
(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付)

2. 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

委託料 5,656,000円

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常生活費の金銭管理の援助や日常生活に関する相談支援を行う。

3. 生活困窮者自立支援事業(市受託事業)

委託料 13,025,000円

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな要因で生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業等の支援を行うことで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。主任相談支援員、相談支援員、家計相談員、就労支援員により専門的な支援を行う。

①自立相談支援事業及び就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施。

②関係機関と連携した支援調整会議の開催。対象者・・・生活保護に至る前の生活困窮者(低所得、多重債務、ひきこもり、ニート、うつ・精神障害、薬物依存、DV虐待、多国籍、派遣切り等が要因)

③緊急支援用品や食糧の整備。緊急食糧支援「フードバンク」の活用。

④職場体験(職親事業)への紹介。

⑤チラシの全戸配布、各地区民協定例会での事業に関する周知。

4. ひきこもり等支援事業(市受託事業)

委託料 282,000円

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う体制を整備し、ひきこもり本人の自立の促進、本人及び家族等の福祉の増進を図るとともに、地域全体で助け合い・支え合うことができる地域づくりにつなげることを目的に、学習会ならびに個別相談会を開催する。

5. 生活支援体制整備事業(市受託事業)

委託料 2,390,000円

生活支援コーディネーターを配置し、行政が主導で配置する協議体と連携しながら地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図る。市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り等を重点的に推進する。

①生活支援コーディネーターの配置。(地域福祉のための人材育成)

②市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り、協議体会議の開催。

③地域での支え合い活動に担い手養成。福祉のまちづくり推進会議や地域福祉実践研究セミナーの開催。

6. 介護支援ボランティア事業(市委託事業)・生活援助ボランティア(補助事業) 委託料・補助金 4,299,000円

介護保険改正により生活支援・介護予防分野では住民が主体となって高齢者を支える仕組みづくりを進めており、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の連携・協力と、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じた新たなサービスを行う。

①介護支援ボランティアの養成・登録、活動支援を行う。

②高齢者の在宅生活を支援する新たな生活支援サービスの拡充を図る。

7. 鹿角市成年後見制度法人後見支援事業(市受託事業)

委託料 556,000円

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力に不安を抱えている方々への成年後見制度の利用が必要となるが、後見人の担い手不足や手続き支援が不十分なことから、福祉関係の事業を行う法人が、組織的に利用者の財産管理や身上監護を行うことが必要かつ適切な場合や、本人に身寄りがなく、成年後見人の適切な候補者を見つけるのが難しい場合など、受け皿として法人後見が有効的なことから、法人後見を行う事業の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進を行う。

8. 成年後見制度中核機関運営事業(市受託事業)

委託料 173,000円

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行され、さらに成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月に閣議決定され、この基本計画に基づき、市町村において地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置について、具体的な検討を行い、地域における総合的な権利擁護体制の構築を図る。

9. ボランティア活動推進事業

地域のボランティア活動推進を目的とした事業を実施する。

①福祉教育推進事業(共同募金配分事業)

補助金・配分金 180,000円

福祉に関する理解促進と福祉ボランティアの育成などを目的に、福祉ボランティア活動に関する研修や体験を希望する学校等などへ福祉に関する講師の紹介と派遣を行う。

(福祉授業、ボランティア初心者講習会、夏休みボランティア福祉体験チャレンジ学習)

②精神保健福祉ボランティア育成事業

委託料 60,000円

精神障がい者への理解を深め、社会参加の促進を進めていくために、精神障がい者ボランティア団体への活動支援を実施。

(サロン運営活動(通年)、ボランティア養成研修の開催)

③ボランティア団体等支援事業

補助金 239,000円

- ・ボランティアセンター機能の充実
- ・ボランティア活動についての各種相談や情報の提供
- ・各種ボランティア団体や個人へボランティア活動保険助成を行い、活動支援

④市民ボランティア育成事業(共同募金配分事業)

補助金・配分金 262,000円

除雪に難儀する高齢者世帯や障がい者世帯に対し、市民ボランティアによる除雪活動の実施

10. 移送サービス事業(市受託事業・共同募金配分事業)

委託料・配分金 1,926,000円

福祉車両による、車イス等で公共機関の利用が困難な高齢者や障がい者に対して、病院への無料送迎サービスを実施。

11. 食事サービス事業(市受託事業)

委託料 1,520,000円

小地域ネットワーク活動の一環として、自宅への閉じこもりの予防策として、定期的に集まる機会(サロン)を作り食事会の実施など自治会サロン活動への支援。

12. かつの元気フェスタ(市受託事業)

補助金 325,000円

鹿角の福祉と産業が一体となり、子供から高齢者まで、ともに生きる福祉のまちづくりをめざして福祉活動の啓蒙を目的として開催。

13. 全世代型包括的支援事業(市受託事業)

委託料 3,286,000円

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムの構築を図り、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図る。

①相談支援包括化推進員を配置。世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、これらを解きほぐし、本質的な課題の見立てを行い、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする。

②関係機関の適切な役割分担と連携を図りつつ、地域全体の包括化を目指す。

③ネットワークなどの連絡体制の整備を図ることで、対象者を早期に把握する仕組みづくりを進める。

14. 花輪・尾去沢地域包括支援センター事業(市受託事業)

委託料 36,923,000円

地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置し、花輪・尾去沢地区で事業を実施。

①社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職の配置と、様々な相談内容に対応できる体制整備。

②地域の関係機関との連携強化のためのネットワーク会議の開催。

(社会資源や地域課題、福祉ニーズの把握と効果的・効率的な相談活動、適切な情報提供の実施)

③高齢者実態把握、介護予防事業、認知症支援、地域ケア会議の開催。

5-1 介護保険事業

法人としての公益的視点を持ちながら、利用者の求めるサービスを把握し、認知症や介護予防など地域包括ケア

テムを見据えた事業を展開する。

1. 居宅介護支援事業(ケアマネジャー)

予算額 16,791,000円

介護サービスを利用するための「居宅介護サービス計画(ケアプラン)」の作成と各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。

- ①利用者や家族に寄り添った迅速かつ丁寧な相談対応、アセスメントの充実。
- ②関係機関との連携強化と地域の社会資源の活用による地域包括ケアの推進。
- ③各種加算の取得と質の高いサービスの提供。
- ④利用者情報などの適正な管理と業務の効率化の推進。

2. 訪問介護事業(ホームヘルパー)

予算額 9,153,000円

訪問介護員(ホームヘルパー)が、高齢者宅で食事・入浴・排泄の介助や家事など生活上の援助を行う。

- ①質の高い介護サービスの提供をめざす。
- ②自立生活支援と介護度の重度化防止のための見守り支援の充実。
- ③職員の介護技術の向上と職員同士の情報共有の強化。
- ④医療機関など関係機関との連携強化。

6—障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス事業を展開し、地域の障がい者の自立と社会参加のための支援を行う。

1. 障がい者居宅介護事業(ホームヘルパー)

予算額 6,509,000円

障害者総合支援法による身体障がい、知的障がい、精神障がい者への訪問介護を提供。

- ①障害者相談支援事業所、障がい就労支援事業所など関係機関との連携強化。
- ②職員の介護技術や相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。
- ③事業の周知と新規利用者の確保。

2. 障がい者特定相談支援事業(特定相談支援員)

予算額 0円(令和2年4月～休止)

障がい者やその家族が地域で安心して快適な生活を送るために、日常生活や社会生活などの様々な相談援助や情報提供、障害福祉サービス等利用支援を行うことを目的に、特定相談支援事業を行う。市内の障がい者事業所担当者などとの連絡会を定期的に行い、情報共有を図る。

- ①サービス利用支援、継続サービス利用支援の実施。
- ②利用者のニーズ把握と必要なサービスの精査。
- ③職員の相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。
- ④精神障がいに関する研修会の開催。
- ⑤関係機関との連携強化。